

第5次八戸市男女共同参画基本計画

～男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2022～

原 案



八戸市 男女共同参画シンボルマーク

令和4年〇月〇日

八戸市

はちのへ男女共同参画都市宣言

あなたはあなたらしくていい
わたしもわたしらしくていい
お互いを思いやり
お互いを認め合い
お互いを高め合い
男だから女だからにとらわれず
自分らしく生きていきたい

一人ひとりが生き生きと暮らせるまちを
ともに築くため
八戸市は
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成13年10月31日

八戸市

目 次

1

	第1章 計画の策定に当たって	1
2	1 計画策定の背景	2
3	(1) 国・県の動き	2
4	(2) 八戸市の動き	3
5	2 計画策定の趣旨	3
6	3 計画の位置づけ	4
7	4 計画の期間	5
8	5 計画の進行管理	5
	第2章 計画の目指す姿	7
9	1 アンケート結果から見える八戸市の現状	8
10	(1) 市民の各分野における男女の平等感について	8
11	(2) 市民の性別による固定的な役割分担の意識について	9
12	(3) 市民の男女共同参画に関する用語の認知度について	11
13	(4) 市内事業所における男女別の雇用状況について	14
14	(5) 市内事業所における管理職の男女比について	14
15	2 目指す姿	15
16	3 基本目標	15
17	4 施策の体系	18
	第3章 計画推進のための取組	21
18	第3章 計画推進のための取組の見方	22
19	施策の基本方向Ⅰ 男女共同参画に向けた意識づくり	24
20	Ⅰ－(1) 男女共同参画社会への関心や理解の促進	25
21	① 理念や法律・制度等の普及啓発活動の推進	25
22	② 男女共同参画に関する調査・公表	25
23	Ⅰ－(2) 学校教育・社会教育を通じた意識づくり	26
24	① 学校教育を通じた男女共同参画の推進	26
25	② 社会教育を通じた男女共同参画の推進	26
26	施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくり	27
27	Ⅱ－(1) 女性活躍の推進	29
28	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	29
29	② 女性のキャリアアップ支援	29

1	II-(2) 雇用における男女共同参画の推進……………	30
2	① 雇用における男女の機会均等の促進……………	30
3	② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境整備……………	31
4	II-(3) 家庭・地域における男女共同参画の推進……………	32
5	① 家庭における男女共同参画の推進……………	32
6	② 地域における男女共同参画の推進……………	33
7	施策の基本方向Ⅲ 安全安心に暮らせる社会づくり……………	34
8	Ⅲ-(1) 人権の尊重と多様な人々への理解の促進……………	37
9	① 性別に起因する暴力の防止……………	37
10	② 多様な人々への理解の促進……………	37
11	Ⅲ-(2) 安全安心に生活できる環境の整備……………	38
12	① 貧困等生活上の困難に対する支援……………	38
13	② 地域防災における男女共同参画の推進……………	38
14	Ⅲ-(3) 生涯を通じた健康づくりの推進……………	38
15	① 妊娠・出産等に関する健康支援……………	39
16	② 生涯を通じた健康の保持増進……………	39



第1章 計画の策定に当たって

第 1 章

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) 国・県の動き

国では、昭和 50 年(1975)年に婦人問題企画推進本部を設置して以降、女子差別撤廃条約の批准や男女雇用機会均等法の施行、育児休業法の施行など、女性の社会的地位向上や男女平等に資する取組を進め、平成 11 (1999) 年 6 月には男女共同参画社会基本法を公布・施行するとともに、平成 12 (2000) 年から今日まで、基本法に基づく基本計画を 5 次にわたり策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を社会のあらゆる分野において総合的に推進しています。

現行計画である「第 5 次男女共同参画基本計画 (令和 2 (2020) 年策定)」においては、「人口減少社会の本格化と未婚・単独世代の増加」、「人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革」、「国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識」、「頻発する大規模災害」、「SDGs の達成に向けた世界的な潮流」などを課題、変化として捉え、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」や「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重」など、11 分野において取り組むべき政策を定めています。

また、平成 27 (2015) 年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法) を制定し、以降の改正により、事業主に対する行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化、特例認定制度 (プラチナえるぼし) の導入により、働く場における女性の活躍を推進しているほか、平成 28 (2016) 年には、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法) 及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法) の改正により、妊娠・出産・育児に関するハラスメントの防止措置を雇用主に義務付け、働く人が性別により差別されることなく、仕事と家庭が両立できる社会を実現することで、能力を十分に発揮できる雇用環境の整備に取り組んでいます。

一方、県においては、平成 12 (2000) 年に「あおり男女共同参画プラン 21」を策定し、翌年に「青森県男女共同参画推進条例」を公布・施行して以降、上記の国の動向に加え、県内の状況を踏まえつつ、4 次にわたって当該プランを策定しており、「男女がわかち合い ささえ合う 青森県」を目指し、男女共同参画の施策を推進してきています。

1 (2) 八戸市の動き

2 当市では、潤いのある住みよい八戸市を築くために、女性も男性もあらゆる分野へ
3 平等に参画し、一人の人間として個性や能力を発揮し、喜びも責任も分かち合える男
4 女共同参画社会の実現を目指して、平成8（1996）年に、「男女共同参画社会をめざす
5 はちのへプラン」を策定し、市独自の実効性がある取組を開始しました。

6 その後、平成13（2001）年には、男女共同参画社会基本法の理念に基づき八戸市男
7 女共同参画基本条例を公布・施行し、男女共同参画都市宣言を行って、男女共同参画
8 社会を目指すことを内外に示すとともに、当該プランの計画期間を5年間延長して取
9 組を進めてきました。

10 以降、平成18（2006）年に「第2次八戸市男女共同参画基本計画（はちのへプラン
11 2006）」、平成24（2012）年に「第3次八戸市男女共同参画基本計画」を策定しました。

12 平成28（2016）年に策定した「第4次八戸市男女共同参画基本計画」においては、
13 その一部を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画としても位置づけ、男女共同参画
14 の意識啓発や、男女がともに活躍できる環境整備など、市民、事業者、行政が連携し
15 ながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進しています。

16 17 18 2 計画策定の趣旨

19 当市は、これまでも八戸市男女共同参画基本条例の基本理念を根幹としつつ、時代
20 や社会の動向を捉えた計画を5年毎に策定し、施策を推進することで、市民の男女共
21 同参画社会に関する用語の認知度向上や固定的な性別役割分担意識の改善など、一定
22 の成果を生み出してきました。

23 一方、家庭生活等、様々な場面における男女の平等感や職場における管理職の男女
24 比率など、思うような成果が得られていないことから、取組のさらなる強化が必要で
25 あるとともに、男女の性別にとらわれない多様な性の在り方への理解といった新たな
26 施策の創設も求められています。

27 また、「第4次八戸市男女共同参画基本計画」策定から5年が経過し、少子高齢化の
28 進展や労働人口の減少、感染症の流行による社会経済情勢の変化、ライフスタイルや
29 価値観の多様化など、当市を取り巻く環境は大きく変容しており、これまで取り組ん
30 できたすべての施策について、状況に即した見直しが必要です。

31 このようなことから、令和4年度を開始年度とする「第5次八戸市男女共同参画基
32 本計画」を策定します。

3 計画の位置づけ

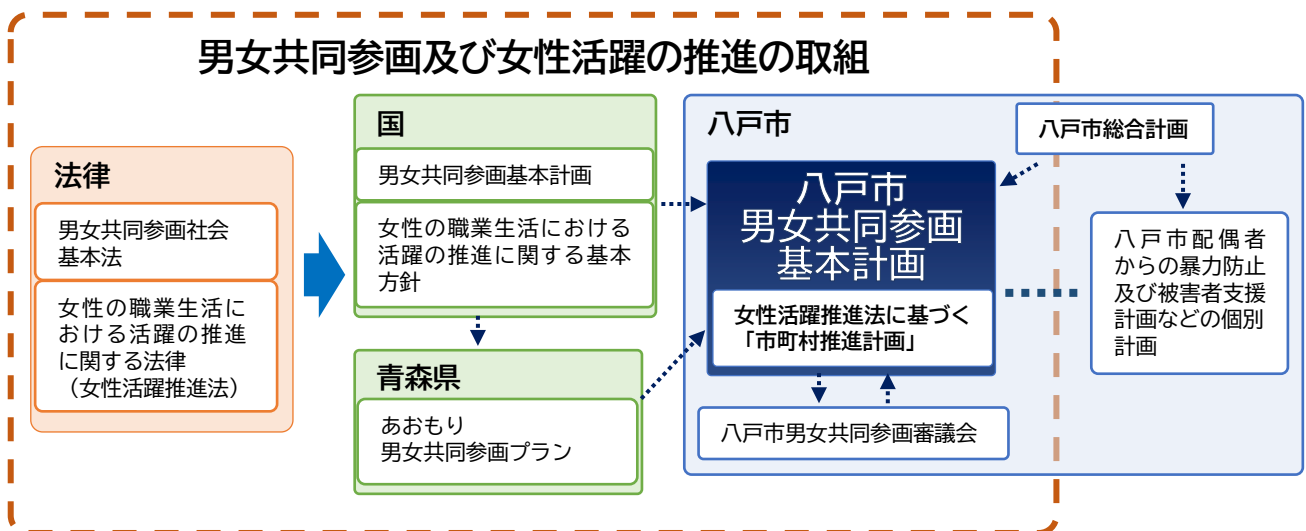
- (1) 「八戸市男女共同参画基本条例」第7条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定します。
- (2) 男女共同参画社会の形成を促進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」や国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「あおり男女共同参画プラン」の趣旨を踏まえるとともに、「第7次八戸市総合計画」との整合性を図ります。
- (3) 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項^{注1}の規定による、八戸市推進計画^{注2}として位置づけることとします。

注1 市町村は、女性活躍推進法に基づく基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての「推進計画」を策定することが、努力義務となっています。

注2 八戸市推進計画

- 本計画における該当箇所…施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくり
- (1)女性活躍の推進
 - (2)雇用における男女共同参画の推進

【関連法と国・県・市の計画の関係のイメージ図】



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。
 なお、計画期間内において、関係する法及び条例が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

【国・県・市の計画期間サイクルのイメージ図】

年度	平成											令和			
	8 (1996)	10 (1998)	12 (2000)	14 (2002)	16 (2004)	18 (2006)	20 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)	28 (2016)	30 (2018)	2 (2020)	4 (2022)	6 (2024)
国	男女共同参画 2000年 プラン		男女共同参画 基本計画			第2次 男女共同参画 基本計画		第4次 男女共同参画 基本計画		第3次 男女共同参画 基本計画		第5次 男女共同参画 基本計画			
県			あおもり男女共同参画 プラン 21			新あおもり 男女共同参画 プラン 21		第3次あおもり男 女共同参画 プラン 21		第4次あおもり男 女共同参画 プラン 21		第5次あおもり男 女共同参画 プラン(予定)			
市	(第1次) 八戸市男女共同参画基本計画 男女共同参画社会をめざす はちのへプラン					(第2次)八戸市男女 共同参画基本計画 男女共同参画社会を めざすはちのへプラン 2006		第3次八戸市男女 共同参画基本計画 男女共同参画社会 をめざすはちのへ プラン 2012		第4次八戸市男女 共同参画基本計画 男女共同参画社会 をめざすはちのへ プラン 2017		第5次八戸市男女 共同参画基本計画 男女共同参画社会 をめざすはちのへ プラン 2022			

5 計画の進行管理

本計画において、計画の着実な推進を図るため、下記のとおり適切な進行管理を行うとともに進捗状況の調査結果等を公表します。

- (1) 毎年度、計画に登載している実施施策について、進捗状況の調査を実施します。
- (2) 八戸市男女共同参画審議会に、その進捗状況を報告し、意見を聴取します。
- (3) これらを踏まえ、施策及びその施策に基づいて実施する事業について、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の追加などを行うこととし、適切な運用を図ります。



第2章 計画の目指す姿

第2章

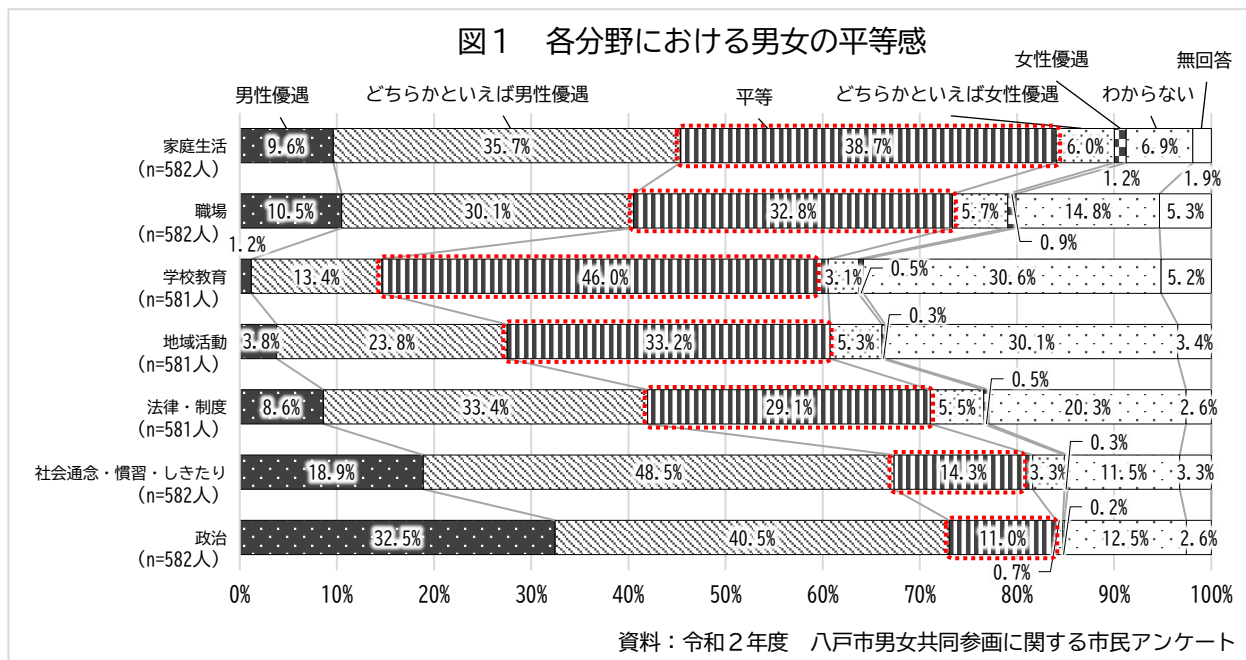
計画の目指す姿

1 アンケート結果から見える八戸市の現状

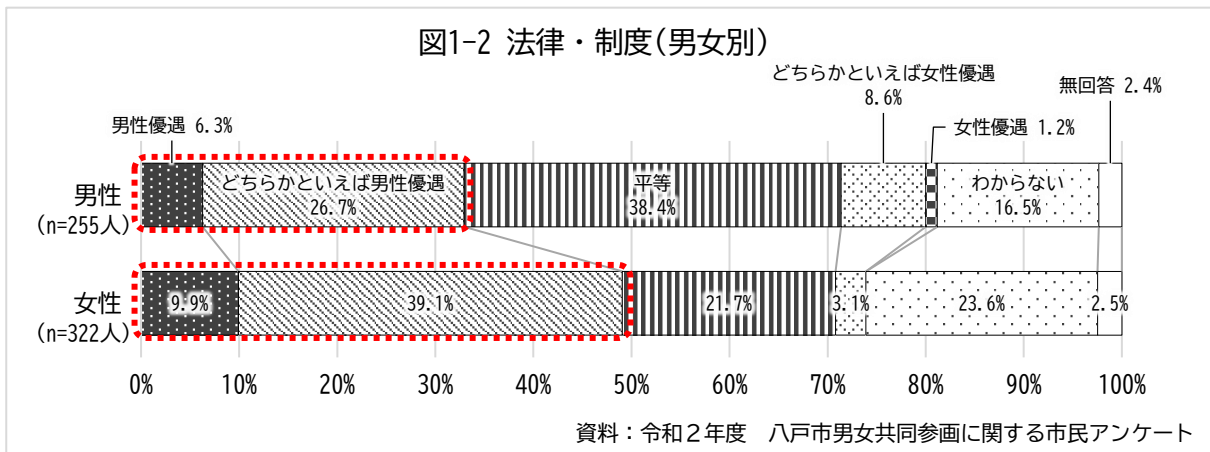
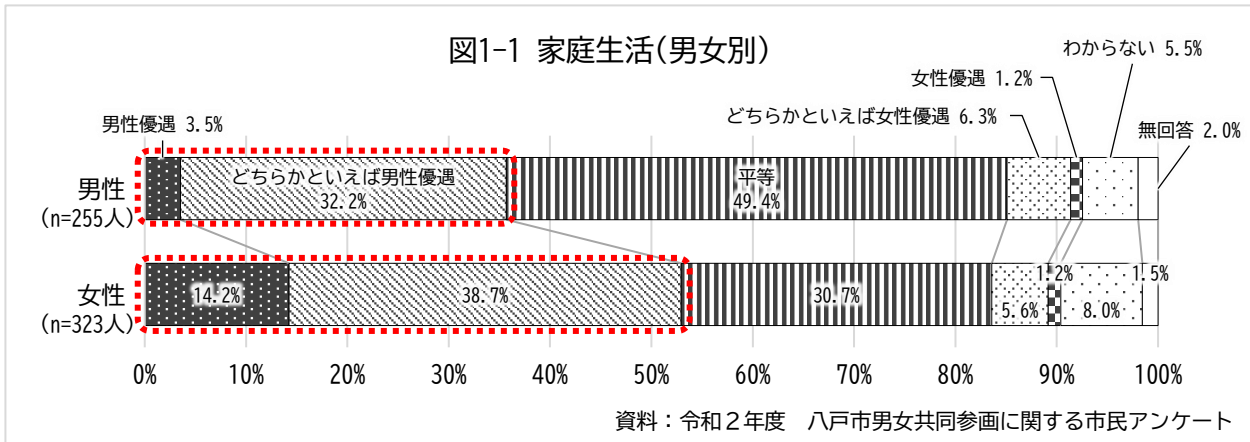
当市では、令和2年10月に、今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策の参考とすることを目的として、無作為に抽出した市民1,000名及び事業所300か所を対象とした「男女共同参画に関する市民アンケート」及び「男女共同参画に関する事業所アンケート」を実施し、市民アンケートでは582件、事業所アンケートでは148件の有効回答を得ました。

(1) 市民の各分野における男女の平等感について

「家庭生活」、「職場」などの各分野で、男女の平等感についての設問の結果を見ると(図1)、「家庭生活」、「職場」、「法律・制度」、「社会通念・慣習・しきたり」、「政治」の5つの分野において、「平等」と感じている方より、「男性優遇」、「どちらかといえば男性優遇」と感じている方の比率が高く、特に「社会通念・慣習・しきたり」と「政治」の分野では「平等」と感じている方が2割未満と特に低くなっています。

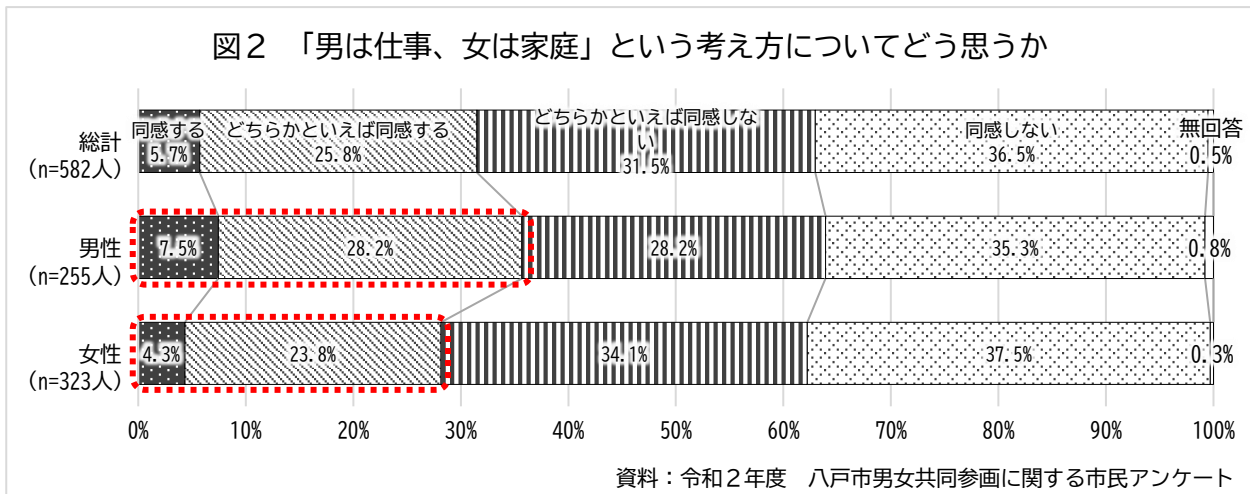


1 また、各分野の結果を男女別に見てみると、全ての分野において「男性優遇」、「ど
 2 ちらかといえば男性優遇」と感じている比率で、女性の方が男性よりも高くなっていま
 3 す。「家庭生活」(図1-1)、「法律・制度」(図1-2)の分野での差が特に大きく、「家庭
 4 生活」では17.2ポイントの差、「法律・制度」では16.0ポイントの差があります。



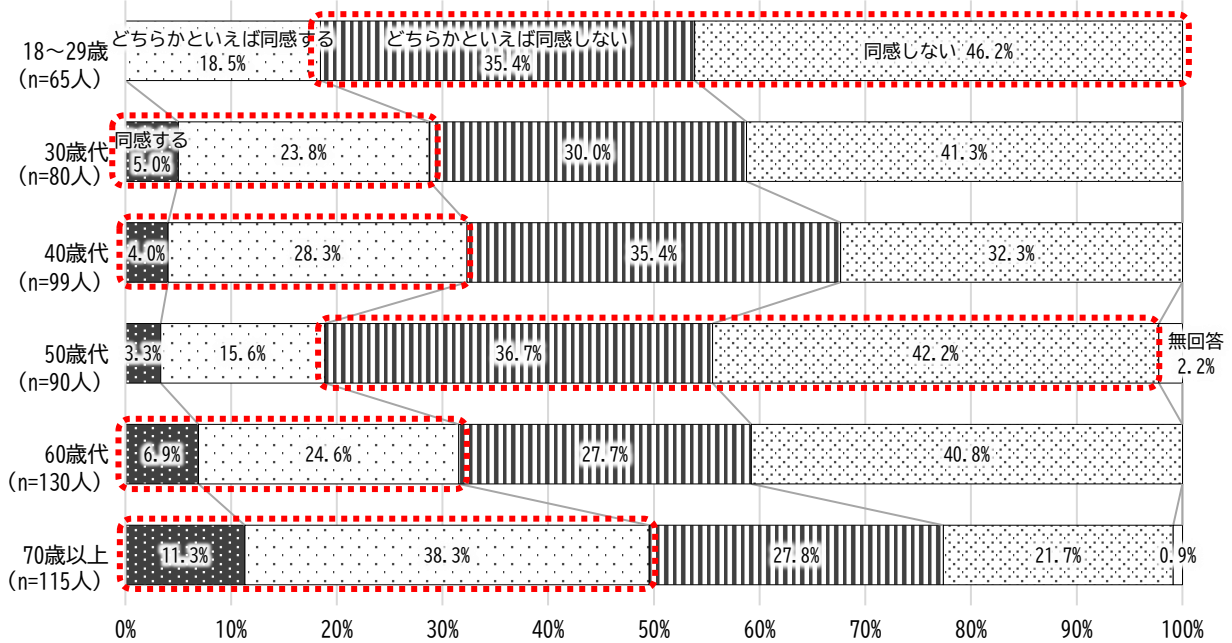
5
 6 (2) 市民の性別による固定的な役割分担の意識について

7 「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担の意識についてどう思
 8 うかという設問の結果を男女別に見てみると (図2)、「同感する」、「どちらかといえ
 9 ば同感する」と答えた方の比率の合計が、男性では35.7%、女性では28.1%であり、
 10 性別による固定的な役割分担の意識が残っていることが考えられます。



1 また、同じ設問の結果を年代別に見てみると（図3）、18～29歳及び50歳代で約8
 2 割が「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と答えている一方、60歳以上の
 3 高齢世代及び30歳代、40歳代の出産・子育て期に当たる世代において、「同感する」、
 4 「どちらかといえば同感する」と答えている比率が比較的高い傾向にあります。

図3 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか(年代別)

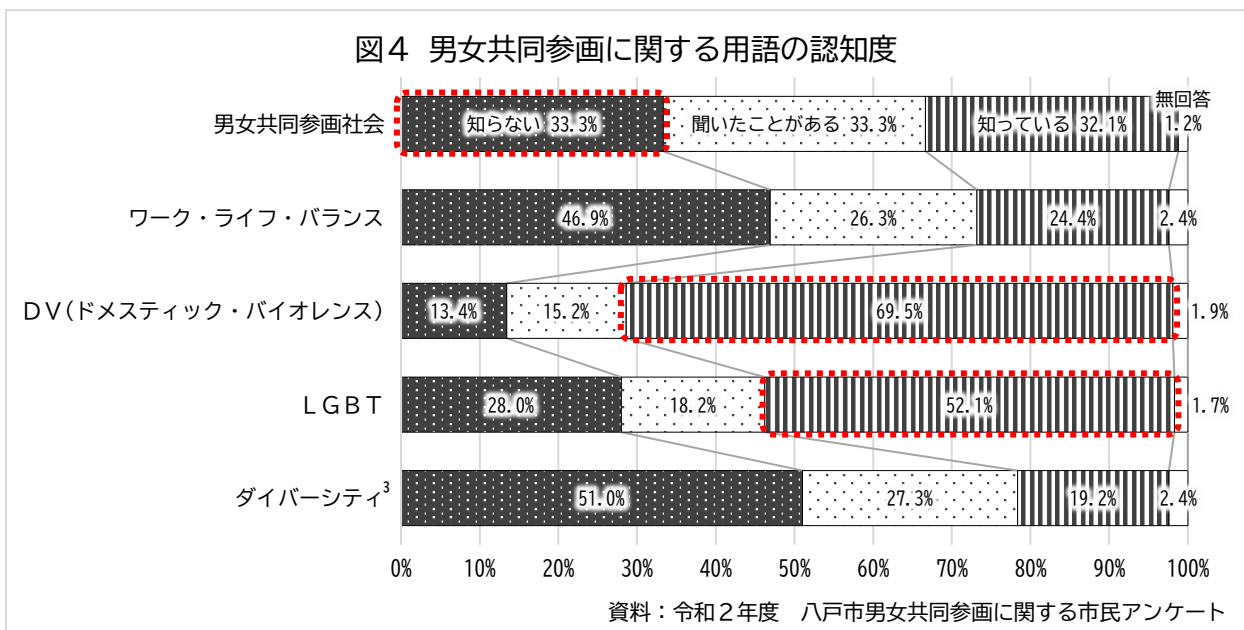


資料：令和2年度 八戸市男女共同参画に関する市民アンケート

1 (3) 市民の男女共同参画に関する用語の認知度について

2 市民の男女共同参画に対する関心の高さを測る指標として、「男女共同参画に関する用語の認知度」を調査した結果を見てみると（図4）、まず「男女共同参画社会」という用語について、意味も含めて「知っている」と答えた方は3割程度いますが、用語自体を「知らない」と答えた方も同程度いました。一方で、「DV（ドメスティック・バイオレンス）¹」や「LGBT²」という用語については、いずれも半数以上の方が「知っている」と答えており、ほかの用語と比べても特に市民の関心が高いことが分かります。

3
4
5
6
7
8
9

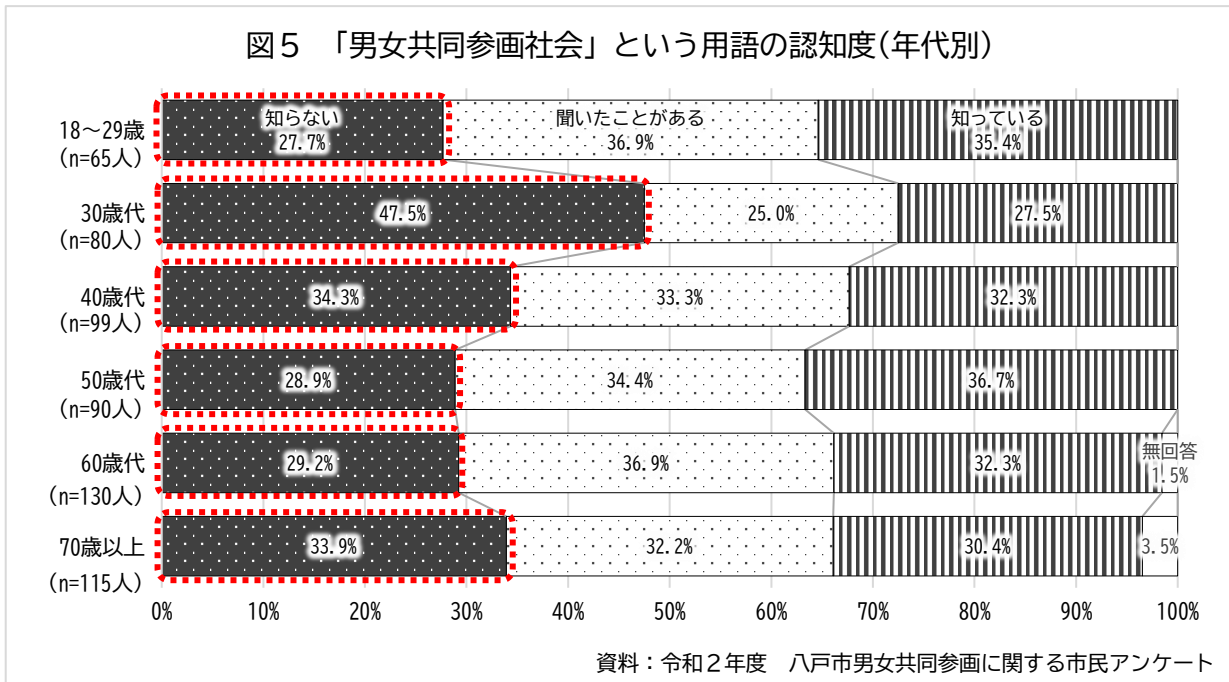


1 DV(ドメスティック・バイオレンス)…配偶者等からの暴力(身体的暴力のほか、精神的・経済的・性的暴力を含む)のこと。

2 LGBT…Lesbian(レズビアン：女性の同性愛者)、Gay(ゲイ：男性の同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル：両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー：身体の性と心の性が一致しない人)の頭文字を組み合わせた言葉。多様な性的指向・性自認を表す言葉の一つとして使われることもある。

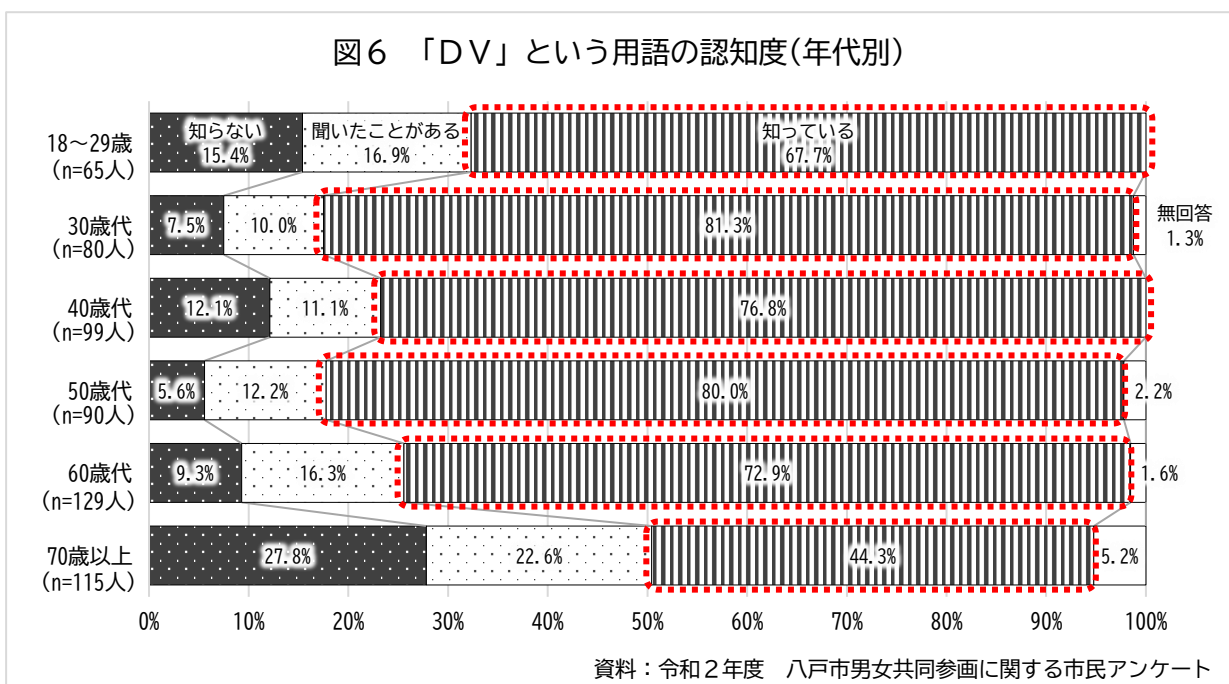
3 ダイバーシティ…「多様性」のこと。性別や国籍、年齢、価値観などの違いに関わらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

1 「男女共同参画社会」という用語の認知度を年代別に見てみると（図5）、「知らない
 2 い」と答えた方の比率は、30歳代を除くほかの世代では3割前後であるのに対して、
 3 30歳代では5割近くあるという結果となっています。



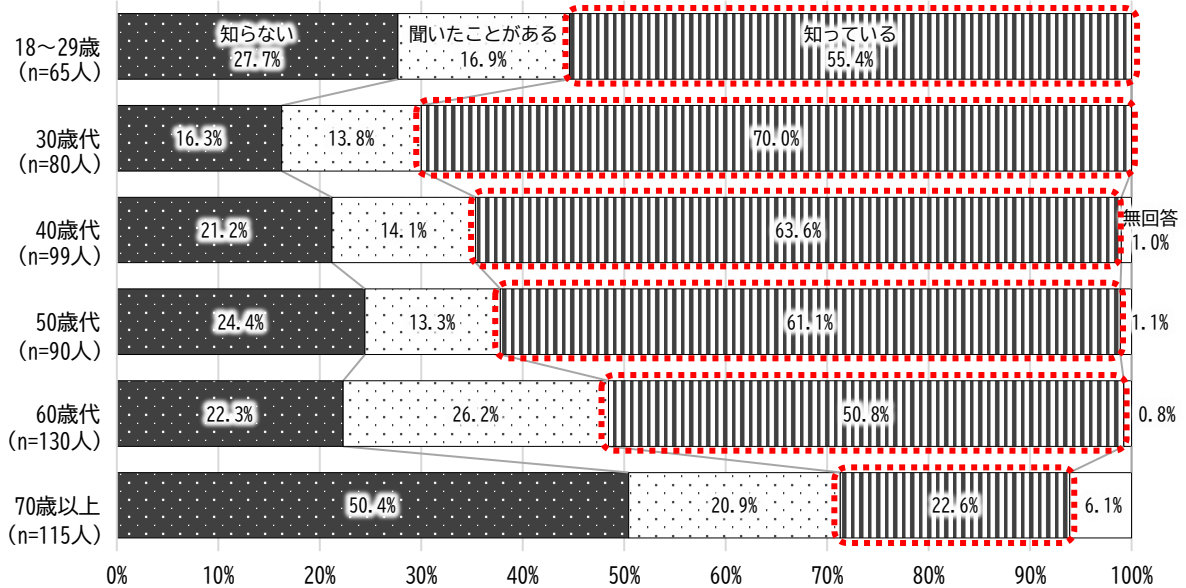
4 「DV」という用語の認知度を年代別に見てみると（図6）、「知っている」と答えた
 5 方の比率は、70歳以上で5割程度と若干低くなっていますが、60歳代以下では、
 6 「知っている」と答えた方の比率がおよそ7～8割程度あり、幅広い世代で認知され
 7 ているという結果となっています。

8 特に、婚姻率が上がり、身の回りでDVに関する話題に触れることの多くなる30歳
 9 代から認知度が上がっています。



1 「LGBT」という用語の認知度を年代別に見てみると（図7）、18～29歳、60歳
2 代では5割以上、40歳代、50歳代では6割以上、30歳代では7割以上と、70歳以上
3 を除いて幅広い年代で高い認知度があります。

図7 「LGBT」という用語の認知度(年代別)

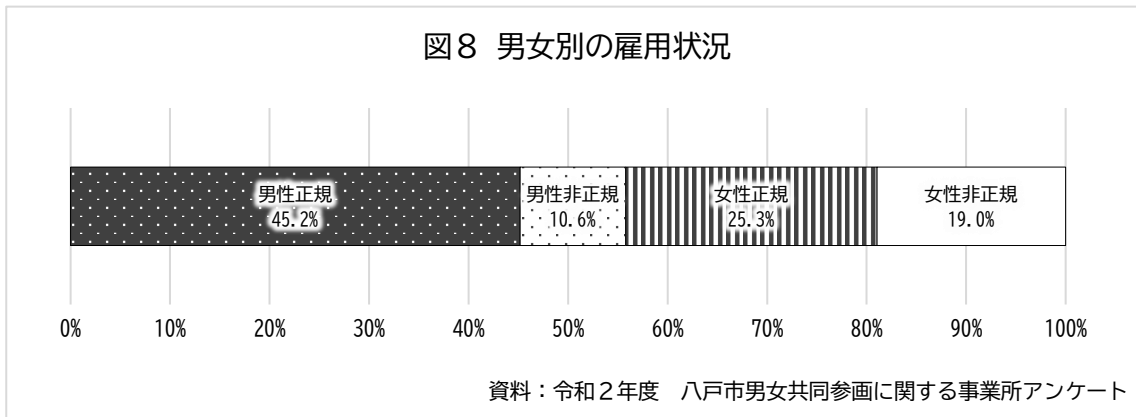


資料：令和2年度 八戸市男女共同参画に関する市民アンケート

1 (4) 市内事業所における男女別の雇用状況について

2 市内事業所における正規従業員と非正規従業員の比率を男女別に見てみると(図8)、
3 正規従業員と非正規従業員を合計した従業員全体における男女の比率では、男性は
4 55.8%、女性は44.3%となっています。

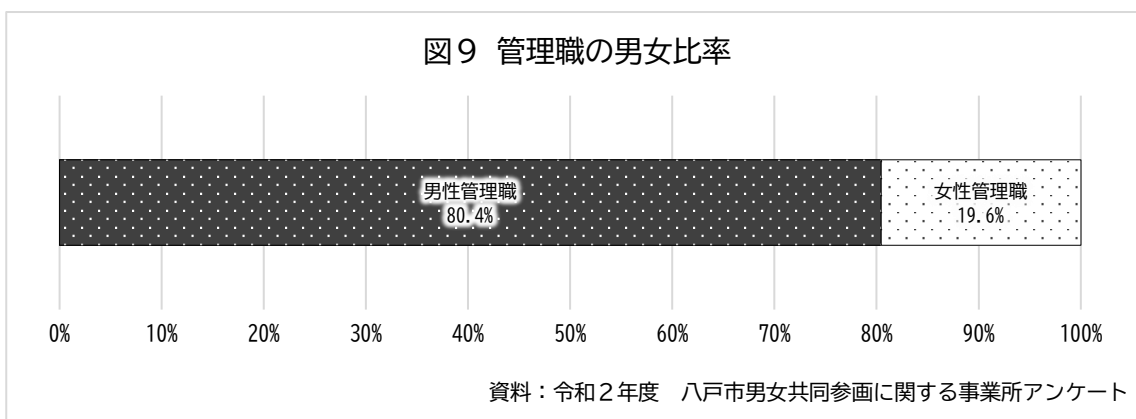
5 一方、非正規従業員の比率を男女で比べると、男性では、非正規従業員の比率は従
6 業員全体の5分の1以下であるのに対し、女性では、半数近くが非正規従業員となっ
7 ており、男女で雇用状況に差があることが分かります。



8 (5) 市内事業所における管理職の男女比について

10 市内事業所における管理職の男女比率を見てみると(図9)、管理職のうち8割以上
11 を男性が占めています。

12 男女別の雇用状況において(図8)、正規従業員の男女比が、男性45.2%、女性25.3%
13 であったことから、正規従業員の男女比以上に、管理職の男女比に偏りがあることが
14 分かります。



2 目指す姿

男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまち 八戸市

八戸市男女共同参画基本条例第2条において、「男女共同参画」とは、「男女一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。

市民一人ひとりのたゆまぬ努力と情熱により、着実に発展を遂げてきた本市が、さらに豊かで活力ある都市として発展し続けるためには、男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、個性と能力を十分に発揮し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

このようなことから、本市が描く男女共同参画社会として

「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまち 八戸市」

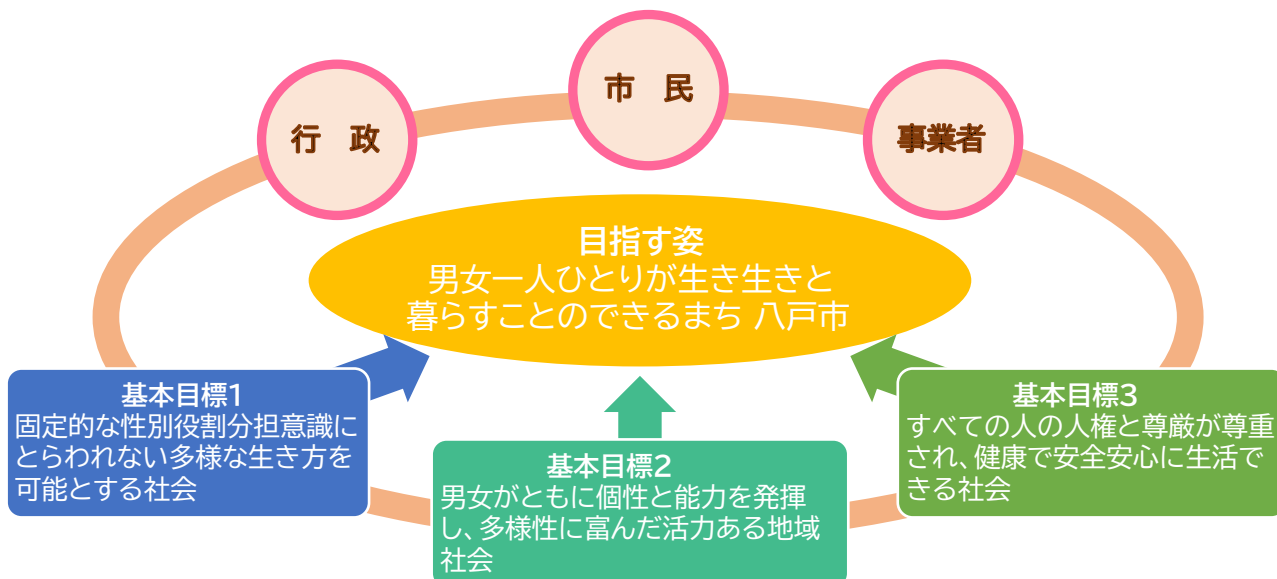
を目指します。

3 基本目標

本市は、これまで八戸市男女共同参画基本条例の基本理念に基づき、あらゆる分野において男女の別なく自らの意思で参画できる社会の実現につながる意識づくりや男女がともに活躍できる社会づくり、安全安心な社会づくりに取り組み、本市が目指す男女共同参画社会の実現に向け、着実に歩みを進めてきました。

一方、国内外においては、時代の変化に伴い、女性活躍推進の機運の上昇や多様な性の在り方に対する関心が高まっており、本市においても幅広く多様な人々を包摂し、男女がともに活躍するためのさらなる施策の推進が必要です。

このようなことから、目指す姿の実現に向け、次の3つを基本目標として定めます。



1 基本目標 1

2 固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会

3 性別により職種や役割、活動分野などが決められることは、多様な価値観の否定や
4 個人の能力によらない不当な評価、過度な責任負担、人権の軽視などにつながり、当
5 市が目指す男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つです。

6 これまでの取組により、社会のあらゆる場面で男女共同参画の理念や意識の浸透は
7 着実に進んできていますが、長い年月をかけて形作られてきた慣習やしきたり、固定
8 観念を変革することは容易ではなく、性別による役割分担意識は根強く残っています。

9 男女が対等なパートナーとして、職種や役割等を決めつけられることなく、自らの
10 意思と選択に基づいて自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、年少
11 者から高齢者までの全世代において男女共同参画の理念や考え方を正しく理解し、適
12 切に行動することが必要です。

13 このようなことから、男女共同参画に向けた意識づくりに取り組み、固定的な性別
14 役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会を目指します。

15

16

17 基本目標 2

18 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会

19 当市が目指す男女共同参画社会は、男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野
20 の活動に対等に参画し、個性と能力を十分に発揮し、喜びと責任を分かち合うことが
21 できる社会です。

22 これまでの取組により、雇用や家庭をはじめ、多くの分野で男女がともに参画し活
23 動できる環境は整ってきていますが、指導的地位に占める女性の割合は依然として低
24 い水準にあり、女性の社会進出と指導的地位への登用を促進していく必要があります。

25 また、働きたいすべての人が、性別にとらわれることなく個性と能力を十分に発揮
26 でき、多様で柔軟な働き方ができる雇用環境や、社会の一員として家庭や地域におい
27 てそれぞれが役割を果たし、相互の協力と必要な支援の下で、生きがいを感じながら
28 活躍する社会を実現していくことが重要です。

29 このようなことから、男女がともに活躍する社会づくりに取り組み、男女がともに
30 個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会を目指します。

1 基本目標 3

2 すべての人の人権と尊厳が尊重され、健康で安全安心に生活できる社会

3 人権の尊重及び生涯を通じて健康な生活を営むことは、当市が目指す男女共同参画
4 の基本理念に掲げられた重要な推進項目です。

5 令和3年10月に内閣府が公表した「女性に対する暴力の現状と課題」によると、重
6 大な人権侵害である配偶者からのDVや性犯罪・性暴力に関する相談件数は増加傾向
7 にあります。

8 また、性別や年齢、国籍、障がい等に起因する差別や偏見、多様な性の在り方に対
9 する不寛容などを背景に生きづらさを感じている人々も顕在化してきており、これら
10 の人々の人権や尊厳を守るための支援の充実や理解の促進が必要です。

11 さらには、すべての市民が平穏に暮らすことができるよう、生活上の困難に対する
12 支援や、多様な人々に配慮した防災対策、ライフステージに応じた健康の保持増進に
13 切れ目なく取り組んでいくことが重要です。

14 このようなことから、安全安心に暮らせる社会づくりに取り組み、すべての人の人
15 権と尊厳が尊重され、健康で安全安心に生活できる社会を目指します。

1 4 施策の体系

- 2 当市における男女共同参画社会の実現に向けて、3つの基本目標を達成するための
3 施策の基本方向と実施施策を次のとおりとします。

基本目標

施策の基本方向

1

固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会

I

男女共同参画に向けた意識づくり

2

男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会

II

男女がともに活躍する社会づくり

3

すべての人の人権と尊厳が尊重され、健康で安全安心に生活できる社会

III

安全安心に暮らせる社会づくり

施策の基本方向

実施施策

(1)男女共同参画社会への関心
や理解の促進

- ① 理念や法律・制度等の普及啓発活動の推進
- ② 男女共同参画に関する調査・公表

(2)学校教育・社会教育を通じた
意識づくり

- ① 学校教育を通じた男女共同参画の推進
- ② 社会教育を通じた男女共同参画の推進

(1)女性活躍の推進

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ② 女性のキャリアアップ支援

(2)雇用における男女共同参画
の推進

- ① 雇用における男女の機会均等の促進
- ② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた
雇用環境整備

(3)家庭・地域における男女共同
参画の推進

- ① 家庭における男女共同参画の推進
- ② 地域における男女共同参画の推進

(1)人権の尊重と多様な人々への
理解の促進

- ① 性別に起因する暴力の防止
- ② 多様な人々への理解の促進

(2)安全安心に生活できる環境
の整備

- ① 貧困等生活上の困難に対する支援
- ② 地域防災における男女共同参画の推進

(3)生涯を通じた健康づくり
の推進

- ① 妊娠・出産等に関する健康支援
- ② 生涯を通じた健康の保持増進



第3章 計画推進のための取組

1 第3章 計画推進のための取組 (24 ページ～)の見方

2 施策の体系(18～19 ページ)

4 基本目標

5 施策の基本方向

7 1

8 固定的な性別役割分担意識にと
9 らわれない多様な生き方を
10 可能とする社会

8 I

9 男女共同参画に向けた意識
10 づくり

14 第3章の構成(24 ページ～)

15 施策の基本方向 I 男女共同参画に向けた意識づくり

16 【基本的な考え方】

17 令和2年度に当市が実施した「**「男は仕事、女は家庭」といった**
18 固定的性別役割分担意識に関する調査を約7ポイント上
19 回る68.5%の市民が「**「男は仕事、女は家庭」といった**
20 体の分野において「平等」と感じている割合は、「学校教育」で7割を超えているもの
21 の、そのほかの分野ではすべて5割以下であり、性別による役割分担や差別は根強く
22 残っています。

【基本的な考え方】
施策の方向性について現状や課題を記載しています。

23 ～ 省略 ～

24 【重要業績評価指標】

25 施策の基本方向 I 男女共同参画に向けた意識づくりを確認するため、次
26 の指標を設定します。

【重要業績評価指標】
施策の進捗状況を確認するための指標を記載しています。

27 ■ 「男は仕事、女は家庭」といった意識が「かたといえば同感し
28 ない」と答えた方の比率

H27	R2	R8
61.2%	68.5%	上昇 (最終的に100%を目指す)

29 (資料：八戸市男女共同参画に関する市民アンケート, 無回答を除く)

30 ～ 省略 ～

1
2
3
4
7
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

施策の基本方向

実施施策

(1)男女共同参画社会への関心
や理解の促進

- ① 理念や法律・制度等の普及啓発活動の推進
- ② 男女共同参画に関する調査・公表

(2)学校教育・社会教育を通じた
意識づく

- ① 学校教育を通じた男女共同参画の推進
- ② 社会教育を通じた男女共同参画の推進

I - (1) 男女共同参画社会への関心や理解の促進

男女共同参画社会への関心や理解を促進するため、様々な広報媒体を活用した情報発信や啓発イベントなどを通じて、男女共同参画の理念や関係法令・制度等の普及啓発活動を推進するとともに、市民の現状理解や男女共同参画推進施策の効果的な実施を図るため、男女共同参画推進計画を策定し、その実施を推進する。

各基本方向の概要を記載しています。

【展開する施策】

① 理念や法律・制度等の普及啓発活動の推進

主な取組

- 広報はちのへや情報誌「WITH YOU」、SNS、市ホームページ等の各種広報媒体を活用した情報発信により、男女共同参画の理念や関係法令・制度等の普及啓発を図ります。
- 国の男女共同参画週間や八戸市男女共同参画推進週間等の開催や関係法令・制度等の普及啓発グッズの配布や図書館での関連図書等の取組等を実施することにより、市民の男女共同参画社会に対する関心を高めるとともに、理解促進を図ります。

【展開する施策】
施策の基本方向に基づき実施する主な
施策を記載しています。

～ 省略 ～

第3章

計画推進のための取組

施策の基本方向Ⅰ 男女共同参画に向けた意識づくり

【基本的な考え方】

令和2年度に本市が実施した市民アンケートでは、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識の考え方について、前回(平成27年度)調査を約7ポイント上回る68.5%の市民が反対しており、市民意識は着実に変わってきている一方、個別具体の分野において「平等」と感じている割合は、「学校教育」で7割を超えているものの、そのほかの分野ではすべて5割以下であり、性別による役割分担や差別は根強く残っています。

このような状況を改善していくためには、制度や環境など多くの要因に適切に対処していくことが必要ですが、何よりもすべての世代で固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)を無くしていくことが重要であり、男女共同参画に向けた市民の意識づくりが必要です。

そのため、男女共同参画社会への関心や理解の促進及び学校教育・社会教育を通じた意識づくりに取り組みます。

【重要業績評価指標】

施策の基本方向Ⅰ 男女共同参画に向けた意識づくりの進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と答えた方の比率(%)

H27	R2	R8
61.2%	68.5%	上昇 (最終的に100%を目指す)

(資料：八戸市男女共同参画に関する市民アンケート、無回答を除く)

■ 男女の地位の平等感における「平等」と答えた方の比率(%)

	H27	R2	R8
家庭生活	29.1%	42.4%	すべての分野で 上昇 (最終的に100% を目指す)
職場	23.8%	41.1%	
学校教育	79.3%	71.6%	
地域活動	47.9%	50.0%	
法律・制度	43.9%	37.7%	
社会通念・慣習・しきたり	14.2%	16.7%	
政治	11.0%	13.0%	

(資料：八戸市男女共同参画に関する市民アンケート わからない、無回答を除く)

1 I - (1) 男女共同参画社会への関心や理解の促進

2 男女共同参画社会への関心や理解を促進するため、様々な広報媒体を活用した情報
3 発信や啓発イベントなどを通じて、男女共同参画の理念や関係法令・制度の普及啓発
4 活動を推進するとともに、市民の現状理解や男女共同参画推進施策の効果的な実施を
5 図るため、男女共同参画に関する調査・公表に取り組みます。

6

7 【展開する施策】

8 ① 理念や法律・制度等の普及啓発活動の推進

9

■ 主な取組

10 ■ 広報はちのへや情報誌「WITH YOU」、SNS、市ホームページ等の各種広報媒体
11 を活用した情報発信により、男女共同参画の理念や関係法令・制度等の普及啓発
12 を図ります。

13 ■ 国の男女共同参画週間や八戸市男女共同参画推進月間等に、商業施設等での啓
14 発グッズの配布や図書館での関連図書コーナーの設置といった多彩なイベント
15 を実施することにより、市民の男女共同参画社会に対する関心を高めるととも
16 に、理解促進を図ります。

17

18 ② 男女共同参画に関する調査・公表

19

■ 主な取組

20 ■ 男女共同参画の推進に関する市の施策、事業等の進捗状況や、男女共同参画に関
21 する市民の意識などについて調査・公表することにより、市の取組や男女共同参
22 画社会に対する市民の関心を高めるとともに、理解促進を図ります。

1 I –(2) 学校教育・社会教育を通じた意識づくり

2 学校教育や社会教育を通じた意識づくりのため、子どもたちへの授業や相談対応等、
3 学校教育を通じた男女共同参画を推進するとともに、幅広い世代に対して男女共同参
4 画の普及啓発を図るため、社会教育を通じた男女共同参画を推進します。

5

6 【展開する施策】

7 ① 学校教育を通じた男女共同参画の推進

8

■ 主な取組

9 ■ 教育活動における男女共同参画の推進について「学校教育指導の方針と重点」に
10 掲載し、教育現場へ周知するとともに、教職員等に向けた研修機会の提供などに
11 より、男女共同参画の視点に立った子どもたちへの指導と教育環境の整備を図
12 ります。

13 ■ 講演や体験学習、相談対応等の実施により、児童生徒の性や命に関する理解促進
14 を図ります。

15 ■ 男女共同参画の趣旨を踏まえた学校教育の推進により、児童生徒の将来を見通
16 した自己形成の促進を図ります。

17

18 ② 社会教育を通じた男女共同参画の推進

19

■ 主な取組

20 ■ 男女共同参画に関するテーマの講演会や出前講座の開催、国や県など関係機関
21 が主催する学習機会の情報発信により、男女共同参画の理念の理解促進を図り
22 ます。

1 施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくり

2 【基本的な考え方】

3 当市では、性別にとらわれず市政に幅広い市民の意見を反映させるため、審議会等の
4 男女構成比率について少ない方の割合を 30%以上にすることを目標に取り組んでいま
5 すが、令和2年度時点で女性委員の占める割合は 27.6%という状況にあります。

6 また、国においては、民間企業の管理職を含むあらゆる分野の指導的地位に占める女
7 性の割合について、2020年代の可能な限り早期に 30%程度を目指すとしていますが、当
8 市が令和2年度に実施した事業所アンケートでは、管理職の女性割合が 19.6%(P14, 図
9 9)と未だ低い水準にあります。

10 このほか、国の令和2年度雇用均等基本調査によると、男性の育児休業取得率は女性
11 の 81.6%に対して 12.7%と低い状況にあるほか、平成 28 年度社会生活基本調査による
12 と、夫が有業かつ妻が無業の世帯、共働き世帯のいずれにおいても、夫が家事・育児に
13 かける時間は妻と比較して低く、女性の負担軽減と男性の家事参画の観点から、男性の
14 育児休業取得を促進することが重要です。

15 さらに、当市が令和2年度に実施した市民アンケートによると、町内会、PTA、子ども
16 会といった地域活動への参加経験は、男性に比べ女性の割合が高い状況となっている一
17 方、八戸市の町内会長に占める女性の割合は、令和3年4月1日現在で 3.9%と低い水
18 準にあります。地域づくりを進める上では、地域の幅広い意見を反映させることが大切
19 であり、そのためには男女双方が積極的に地域活動へ参画することが肝要です。

20 このような状況を改善していくためには、雇用の場において、指導的地位への女性登
21 用が進展するよう、事業者に対し法制度の理解を積極的に働きかけるとともに、キャリ
22 アアップを支援し、女性が活躍しやすい環境づくりに取り組むことにより、女性の社会
23 進出を後押しする必要があります。

24 また、男女が平等な立場で働けるよう雇用機会や待遇が確保されるとともに、働きた
25 いすべての人が、ライフスタイルに応じた多様な働き方を選択でき、職業生活と家庭生
26 活をバランス良くかつ継続して両立することで、個性と能力を十分に発揮できるよう、
27 雇用環境の整備が必要です。

28 そして、男女が相互の協力の下に社会の一員としてそれぞれの役割を果たしつつ、自
29 信と喜びを持って生涯にわたり活躍できるよう、家事や子育て等においては、男性の参
30 画を促進するとともに男女双方の負担軽減を図り、地域活動等においても、男女双方の
31 参画を促進することが重要です。

32 そのため、女性活躍の推進及び雇用・家庭・地域における男女共同参画の推進に取り
33 組みます。

【重要業績評価指標】

施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくりの進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

■ 審議会などの男女構成比率における少ない方の比率(%)

H27	R2	R8
26.1%	27.6%	30%

(資料：八戸市 行政管理課)

■ 女性チャレンジ講座受講生数(累計：人)

H27	R2	R8
125人	230人	376人

(資料：八戸市 市民連携推進課)

■ はちのへ創業・事業承継サポートセンターの支援により起業した女性の人数(累計：人)

H27	R2	R8
1人	67人	148人

(資料：八戸市 商工課)

■ 市男性職員の育児休業取得率(%)

H27	R2	R8
4.2%	14.8%	30%

(資料：八戸市 人事課)

■ 町内会長に占める女性の割合(%)

H27	R2	R8
2.8%	3.4%	4%

(資料：八戸市 市民連携推進課)

1 II-(1) 女性活躍の推進

2 女性の活躍を推進するため、政策・方針決定に女性の意見を反映する機会の提供や、
3 参画機会の情報発信などを通じて、政策・方針決定過程への参画を拡大するとともに、
4 自らの意欲と能力を高めるため、女性のキャリアアップ支援に取り組みます。

5

6 【展開する施策】

7 ① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

8

■ 主な取組

- 9 ■ 市への政策提案を行う機会を提供することにより、女性の市政への参画拡大を
10 図ります。
- 11 ■ 市附属機関の委員の選任において、男女構成比率に目標値を設定し、女性委員の
12 登用拡大を図ります。
- 13 ■ 女性活躍推進法に関する制度の周知や、女性活躍に取り組む事業者へのインセ
14 ンティブ⁴の付与などにより、事業者における指導的地位への女性登用拡大の促
15 進を図ります。
- 16 ■ 農業経営における夫婦等の共同経営を促進することにより、農業経営への女性
17 の参画促進を図ります。

18

19 ② 女性のキャリアアップ支援

20

■ 主な取組

- 21 ■ ビジネススキルの向上と参加者間のネットワーク構築によるキャリアアップ意
22 欲の向上を目的とした講座を開催し、職場や地域社会で活躍できる女性人材の
23 育成を図ります。
- 24 ■ 専門家による相談対応やセミナーの開催などにより、女性の起業を支援します。
- 25 ■ 就職に関する職業相談や職業訓練の実施などにより、働くことを希望する女性
26 の就業を支援します。

⁴ インセンティブ…やる気を起こさせるための外的刺激、動機付け

1 II-(2) 雇用における男女共同参画の推進

2 雇用における男女共同参画を推進するため、関係法令・制度の周知啓発などを通じ
3 て、雇用における男女間の機会均等を促進するとともに、多様で柔軟な働き方の普及
4 啓発を図り、ワーク・ライフ・バランス⁵の実現に向けた雇用環境整備に取り組みます。

6 【展開する施策】

7 ① 雇用における男女の機会均等の促進

8 主な取組

9 ■ 関係機関と連携して、えるぼし認定制度⁶などによる企業イメージの向上や優秀
10 な人材の確保といった女性活躍に取り組むメリットについての情報発信、女性
11 活躍に取り組む事業者に対するインセンティブの付与などにより、働くことを
12 希望する女性が活躍できる雇用環境整備の促進を図ります。

13 ■ 関係機関と連携して、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を
14 図るための関係法令・制度⁷や相談窓口、推進事例について、事業者に対し情報
15 提供することにより、性別による差別的取扱いがない採用、昇進、配置など、雇
16 用環境整備の促進を図ります。

17 ■ 関係機関と連携して、短時間・有期雇用労働者の雇用管理に関する法令・制度⁸
18 や相談窓口について、事業者に対し情報提供することにより、男女がライフスタ
19 イルに応じた多様で柔軟な働き方が選択できる雇用環境整備の促進を図ります。

20 ■ 関係機関と連携して、職場におけるハラスメント⁹を防止するための関係法令・
21 制度¹⁰や相談窓口について周知啓発することにより、雇用におけるハラスメント
22 防止措置の促進を図ります。

5 ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和のこと

6 えるぼし認定制度…自社の女性活躍に関する現状把握と課題分析をした上で、それを踏まえた目標設定のもと、取組を実施するための、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業者のうち、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な事業者を認定する制度のこと

7 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るための関係法令・制度…「男女雇用機会均等法」のこと

8 短時間・有期雇用労働者の雇用管理に関する法令・制度…「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用者労働法）」のこと

9 職場におけるハラスメント…セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント行為のこと

10 職場におけるハラスメントを防止するための関係法令・制度…「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」のこと

女性活躍推進に取り組む事業者の証「えるぼし認定制度」



1段階目
星が1つ
〈オレンジ色〉



2段階目
星が2つ
〈赤色〉



3段階目
星が3つ
〈濃いピンク〉



プラチナえるぼし
星が5つ
〈銀色〉

1

② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境整備

主な取組

- 各種広報媒体を活用した、ワーク・ライフ・バランスの実践例や雇用管理の関係法令・制度の周知啓発などにより、事業者の正しい理解の促進を図ります。
- 家族農業経営における仕事と生活のバランスや役割分担を、家族の話し合いのもと明確にし、家族全員が意欲的に働けるよう、家族経営協定¹¹の締結促進を図ります。
- 市が率先して、年次有給休暇や配偶者出産休暇、育児参加休暇など、各種休暇制度の取得と時間外勤務の縮減を推進することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組めます。

¹¹ 家族経営協定…家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき決める協定のこと。

1 II-(3) 家庭・地域における男女共同参画の推進

2 家庭・地域における男女共同参画を推進するため、家事や育児への参画を促すイベ
3 ントの開催や周知啓発を通じて、家庭における男女共同参画を推進するとともに、地
4 域の多様な活動に男女がともに参画し、男女双方が活躍できるよう、地域における男
5 女共同参画を推進します。

6

7 【展開する施策】

8 ① 家庭における男女共同参画の推進

9

■ 主な取組

10 ■ 料理やごみの分別などについて学ぶイベントの開催や、家事・育児を実践する男
11 性をロールモデルとして情報発信することにより、男性の家事・育児への参画促
12 進を図ります。

13 ■ 育児に必要な心の準備や親としての役割を夫婦がともに学ぶことにより、役割
14 分担をともに考え、協力して子育てできるよう支援します。

15 ■ 子育てサロンをはじめとした地域の子育て支援機能や保育サービスの充実、育
16 児費用の助成により、子育て世帯の負担軽減を図ります。

17 ■ 説明会や広報紙、冊子等による介護保険制度の周知と適切なサービスの提供に
18 より、家族介護者の負担軽減を図ります。

1 ② 地域における男女共同参画の推進

2 **主な取組**

3 ■ 町内会の加入促進活動や地域リーダーの発掘育成、活動内容の情報発信などに
4 より、男女双方が参画しやすいよう、町内会活動の促進を図ります。

5 ■ 児童生徒に地域活動やボランティア活動へ参加する機会を提供することにより、
6 地域社会の一員である自覚と関心を深め、次世代の担い手を育成します。

7 ■ 幅広いテーマの研修会や講座の開催など、市民の視野を広げる多様な学習機会
8 を提供することにより、地域で活躍する男女双方の人材育成を図ります。

9 ■ 文化芸術活動や緑化活動など、市民による多様で主体的なまちづくり活動に対
10 する支援、活動の場の提供や機会の創出により、男女双方の活躍促進を図ります。

1 施策の基本方向Ⅲ 安全安心に暮らせる社会づくり

2 【基本的な考え方】

3 当市における令和2年度のDVに関する相談件数（図10）は、前年度から大きく増
4 加しており、その要因として、新型コロナウイルス感染症拡大による影響のほか、相
5 談窓口の機能強化や周知といった取組により、これまで潜在的に悩みや不安を抱えて
6 いた人々にとって相談しやすい環境の整備が進んだことが考えられます。

7 また、当市には、性別や年齢、国籍の違い、障がいの有無、性的指向・性自認（性
8 同一性）に関すること等、幅広く多様な人々が暮らしており、周囲の人々の理解不足
9 や無関心による差別や偏見で苦しみや生きづらさを抱えている人が顕在化してきてい
10 ます。

11 さらに、生活上の困難を抱える人には、貧困を始めとして、就労困難、心身の疾病、
12 住まいの不安定、ひとり親であることといった課題があり、かつこうした課題が複合
13 的に生じている場合が多く、中には家族や地域から孤立し、問題が深刻化しているケ
14 ースもあるとされています。

15 このほか、災害発生時においても、すべての人のプライバシーが適切に確保され、
16 個人が尊重されなければなりません。性別や障がいの有無など、個々に支援ニーズ
17 が異なっており、とりわけ、女性や子ども、弱い立場にある人々に対しては、個別の
18 対応が必要です。

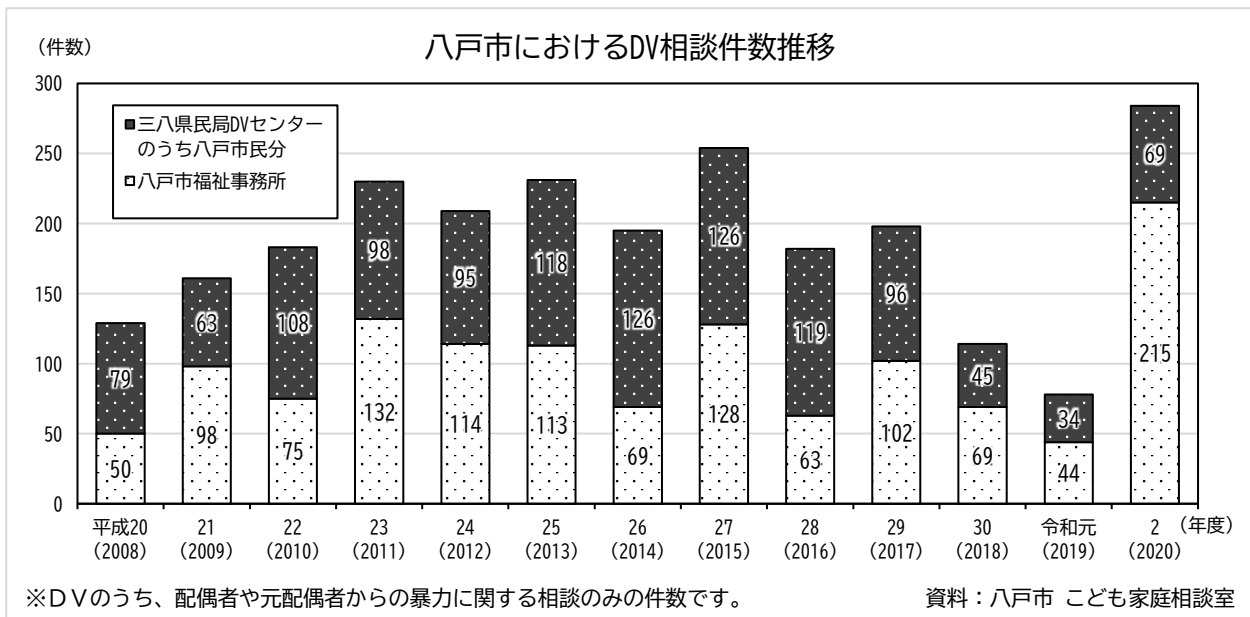
19 また、思春期から更年期に至る女性特有の身体的・精神的な健康状態や、男性、女
20 性それぞれのライフステージにおける仕事や結婚といった環境の変化、生活習慣の違
21 いなど、心身の健康に影響を及ぼす要因は一人ひとり異なることに配慮する必要が
22 あります。

23 このような状況を改善していくためには、市民の人権意識の浸透やDV等の暴力の
24 防止、相談体制の拡充による支援など、人権を守るための取組を推進するとともに、
25 多様な人々が差別や偏見を受けることなく、誰もが自分らしく暮らせるよう、理解を
26 促進することが肝要です。

27 また、市民生活における安全性を高め、安心して暮らしていけるよう、貧困等生活
28 上の困難を抱える人々の実情に応じた適切な相談支援や就労支援等に取り組むととも
29 に、災害時における多様な人々への配慮を踏まえた地域防災力の向上や災害対策に取り
30 組むことが必要です。

31 そして、すべての人が生涯を通じて健康に暮らすことができるよう、妊娠・出産を
32 含む身体的性差や生活習慣の違い等に応じた相談支援体制を拡充するとともに、男女
33 の性や心身の健康に対する市民の意識を高めることで、それぞれの健康づくりを推進
34 することが重要です。

35 そのため、人権の尊重と多様な人々への理解の促進、安全安心に生活できる環境の
36 整備、生涯を通じた健康づくりの推進に取り組めます。



1

2

【重要業績評価指標】

3

施策の基本方向Ⅲ 安全安心に暮らせる社会づくりの進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

4

5

■ 認知症サポーター数(人)

H27	R2	R8
12,396人	20,022人	30,600人

6

(資料：八戸市 高齢福祉課)

7

■ 生活困窮者対象の就労支援による就労者数(人)

H27	R2	R8
224人	155人	100人

8

(資料：八戸市 生活福祉課)

9

■ 八戸市防災会議の委員に占める女性の割合(人)

H27	R2	R8
2.8%	2.8%	5.7%

10

(資料：八戸市 防災危機管理課)

11

■ 自主防災組織の活動カバー率(%)

H27	R2	R8
82.9%	88.4%	94%

12

(資料：八戸市 防災危機管理課)

1 ■ 各種がん検診の受診率(%)

	H27	R2	R8
乳がん	17.4%	17.1%	50%
子宮頸がん	20.5%	22.4%	50%

2 (資料：八戸市 健康づくり推進課)

3 ■ 市民健康教室開催回数・受講者数(回、人)

	H27	R2	R8
開催回数	20回	14回	21回
受講者数	1,179人	441人	1,026人

4 (資料：八戸市 健康づくり推進課)

1 Ⅲ－(1) 人権の尊重と多様な人々への理解の促進

2 人権を尊重するため、市民の人権意識の啓発や、「八戸市配偶者からの暴力防止及び被
3 害者支援計画」に基づく各種施策を通じて、性別に起因する暴力の防止に取り組むとと
4 もに、性別や年齢、国籍の違い、障がいの有無、性的指向・性自認(性同一性)に関する
5 こと等を理由とした偏見や差別により困難な状況に置かれている多様な人々への理解
6 を促進します。

7

8 **【展開する施策】**

9 ① 性別に起因する暴力の防止

10

主な取組

11 ■ 国の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間等において、各種広報媒体を活
12 用したDV防止に関する情報発信、通報先や相談窓口の周知活動などにより、市
13 民への人権意識の普及啓発を図ります。

14 ■ 関係機関と連携して、配偶者やパートナーからの暴力、セクシュアルハラスメン
15 ト等、性別に起因する暴力の被害者に対する相談支援体制の充実を図ります。

16

17 ② 多様な人々への理解の促進

18

主な取組

19 ■ 行政情報等の多言語化や外国人住民への相談支援などにより、外国人や外国に
20 ルーツをもつ人の暮らしを支援します。

21 ■ 各種広報媒体を活用した情報発信や研修会の開催などにより、性別や年齢、国籍
22 の違い、障がいの有無、性的指向・性自認(性同一性)に関することへの理解を促
23 進するとともに、当事者やその家族の支援に取り組めます。

24 ■ 関係機関と連携して、通報先や相談窓口の周知、研修会の開催などにより、子ど
25 も、高齢者、障がい者などに対する虐待やいじめの防止を図ります。

1 Ⅲ－(2) 安全安心に生活できる環境の整備

2 安全安心に生活できる環境を整備するため、相談体制の充実や就業、経済的な自立
3 支援などを通じて、貧困等生活上の困難に対する支援に取り組むとともに、一人ひと
4 りの尊厳と安全を守るため、地域防災における男女共同参画を推進します。

5

6 【展開する施策】

7 ① 貧困等生活上の困難に対する支援

8

■ 主な取組

- 9 ■ 生活困窮者からの相談に応じて就労、健康、家族問題など、多様な課題の解消に
10 向けた自立支援計画の作成により、経済的な自立を支援します。
- 11 ■ 生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所作りなどにより、次世代への貧困
12 の連鎖の防止を図ります。
- 13 ■ 医療費や学費等の助成制度などにより、多子世帯やひとり親世帯、遺児等の経済
14 的負担の軽減を図ります。
- 15 ■ 市営住宅への優先入居や賃貸住宅への円滑な入居の支援などにより、住宅の確
16 保に困難を抱える多子世帯やひとり親世帯、障がい者世帯等の居住の安定を図
17 ります。

18

19 ② 地域防災における男女共同参画の推進

20

■ 主な取組

- 21 ■ 八戸市防災会議への女性委員登用の拡大、「八戸市地域防災計画」や「八戸市避
22 難所運営マニュアル」等に基づき、多様な人々に配慮した防災体制や避難所運営
23 の確立などにより、男女共同参画の視点に立った災害対応力の強化を図ります。
- 24 ■ メールやアプリ等、あらゆる情報伝達手段の活用による緊急情報の発信や、避難
25 行動への支援体制の確立により、妊産婦や乳幼児、障がい者、外国人、高齢者等
26 の迅速かつ確実な避難を支援します。
- 27 ■ 防災資機材の購入補助や防災訓練費用の助成、研修会の開催により、自主防災組
28 織の設立及び活動を支援し、地域に暮らす多様な人々に配慮した災害対応力の
29 向上を図ります。

1 Ⅲ－(3) 生涯を通じた健康づくりの推進

2 生涯を通じた健康づくりを推進するため、母子保健体制の充実や不妊に悩む方への
3 相談などを通じて、妊娠・出産等に関する健康管理を支援するとともに、男女双方の
4 健康の保持増進に取り組みます。

5

6 【展開する施策】

7 ① 妊娠・出産等に関する健康支援

8

■ 主な取組

9 ■ 母子健康手帳の交付や健康相談、健康診査の実施、訪問指導などにより、妊産婦
10 の健康管理と乳幼児の健やかな発育・発達を支援します。

11 ■ 妊婦への電話による相談支援や妊産婦同士の交流会の開催などにより、妊産婦
12 の悩みや不安の解消に向けて支援します。

13 ■ 不妊や不育に関して、検査費用の助成や相談指導、情報提供により、悩みを抱え
14 る方を支援します。

15

16 ② 生涯を通じた健康の保持増進

17

■ 主な取組

18 ■ 健康教室や健康相談の実施、各種健診への受診の促進により、男女それぞれのラ
19 イフステージに応じた健康管理を支援します。

20 ■ 思春期から更年期に至る女性に特有の身体的・精神的な悩みや健康課題に対す
21 る相談対応や指導などにより、性差に応じたきめ細やかな健康の保持増進を図
22 ります。

